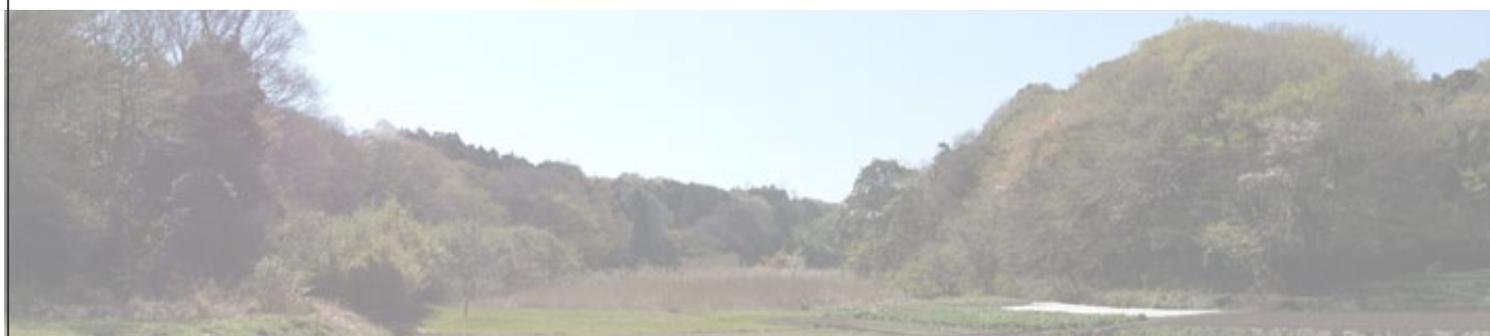


茅ヶ崎市みどりの基本計画(案)

《概要版》



序章 茅ヶ崎市みどりの基本計画について

【「緑の基本計画」とは】

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。

「緑の基本計画」は、緑地の保全から公園・緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進まで、まちのみどり全般について将来あるべき姿とそれを実現するための施策を市民の意見を踏まえて策定し、公表するものです。

本市では、以下の5つの基本的認識を持って、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」を策定しました。

- ◆みどりは、私たちの大切な共有の財産です
- ◆みどりは、私たちにやすらぎと潤いを与えます
- ◆みどりは、子どもたちの成長過程において欠かせないものです
- ◆みどりは、快適な都市、自然、歴史、文化、景観形成のもとになるものです
- ◆みどりは、地球レベルの環境保全につながるものです

【計画策定の目的】

本市では、宅地開発などともなう都市化の進行により、茅ヶ崎らしいみどり豊かな自然環境や快適なまち並みが失われつつあり、生きものの生育・生息空間の減少や悪化などの問題が顕在化しています。また、平成16年の都市緑地法の改正や本市の環境基本計画、都市マスタープランなどの関連計画の見直し・改定が行われました。

本市では、これらの法改正や環境問題、社会情勢の変化や市民のライフスタイルの変化に対応するため、本市の将来を見据えたこれからの時代にふさわしい実効性のある「茅ヶ崎市みどりの基本計画」を策定することにしました。

【計画の目標年次】

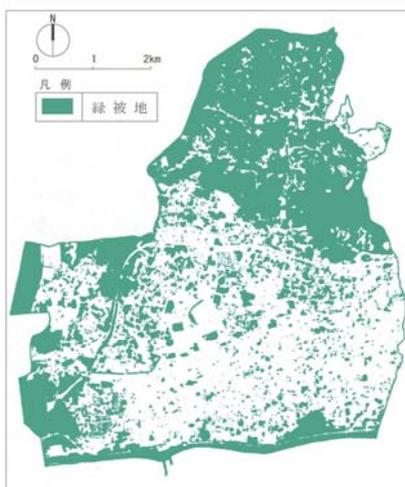
本計画の計画年次は、平成21年から平成30年の10年間とし、平成30年を目標年次とします。

第1章 本市のみどりの概要

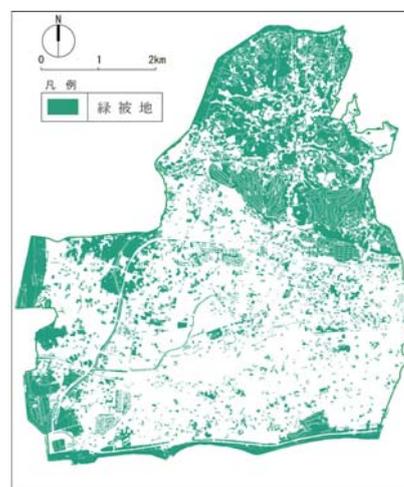
【みどりの現況】

都市化ともなない、市内のみどりは減少しています。平成元年には、市域面積の42.8%であった緑被率が平成17年には33.8%まで低下しました。

主に、農耕地の面積が減少しており、市街化区域における農地から住宅地への土地利用の転換などが主な原因であると考えられます。



平成5年の緑被地



平成17年の緑被地

【みどりの課題】

本市には、以下のみどりの課題があります。

- ①みどりの確保
- ②生物多様性の保全
- ③レクリエーション空間の確保
- ④歴史や文化を感じるみどりの保全
- ⑤安全・安心の確保
- ⑥将来の社会変化に対応した取り組み

第2章 計画の目標

【基本理念】

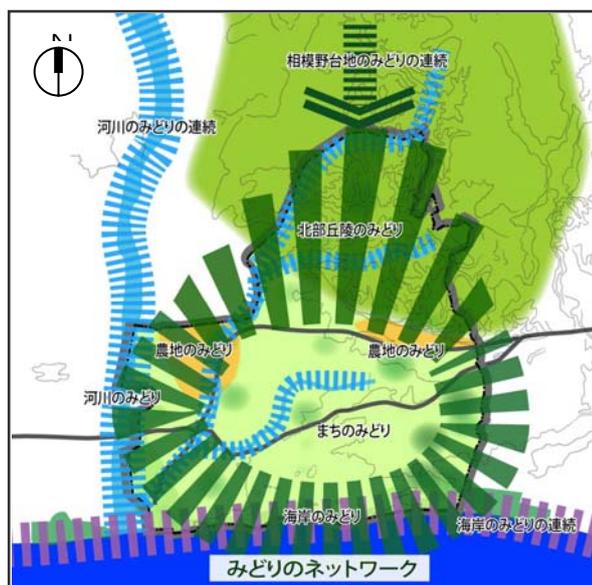
- (1) 個性あるみどりを守り、次世代への豊かなみどりの継承
- (2) 快適な都市と健康的で心豊かな生活を支えるみどりの創造
- (3) 市民・事業者・行政の主体的取り組みと協働による実効性のあるみどり豊かなまちづくりの推進

【基本方針】

- (1) 自然豊かな北部丘陵・農地・河川・海岸のみどりを一体的に保全・再生します
- (2) 安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりを保全・再生・創出します
- (3) 歴史と文化が息づくみどりを守り、育みます
- (4) 豊かな感性を育むみどりと人々が出会う市民参加のしくみをつくります

【みどりの将来像】

- (1) 自然豊かな北部丘陵、農地、河川、海岸のみどりを持続性ある骨格のみどりとして保全・再生していきます
- (2) 市民と関わりが深いまちのみどりを、地域の特性を活かして、保全・再生・創出していきます
- (3) 骨格のみどりとまちのみどりにより、みどりのネットワークの形成を図ります



みどりの将来像



みどりの将来像の概念図

【目標の指標】

目標の達成に向けて

都市緑地法などの法制度の活用や市条例の見直しなどにより、みどりの保全・再生・創出に努めます

(仮称)柳島スポーツ公園などのレクリエーション拠点機能を持つ公園から身近な街区公園まで整備し、みどりの創出に努めます

計画の実効性を高めていくために、資金の充実を図ります

緑地の確保目標水準

目標年次（平成30年）における緑地の確保目標量を次のように設定します。

緑地の確保目標量

	基準年次(平成20年)	目標年次(平成30年)
市街化区域面積(2,213ha)における緑地面積(割合)	192.14ha (8.68%)	195.59ha (8.84%)
都市計画区域面積(3,576ha)における緑地面積(割合)	625.28ha (17.49%)	787.75ha (22.03%)

第3章 みどりの配置方針

みどりには環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などの多面的な機能があり、みどりの持つこれらの多面的な機能をバランス良く発揮するために、以下の配置方針と都市公園の整備の方針を定め、みどりを保全・再生・創出すべき地域を明確にし、効果的かつ実効性のある施策展開を目指します。

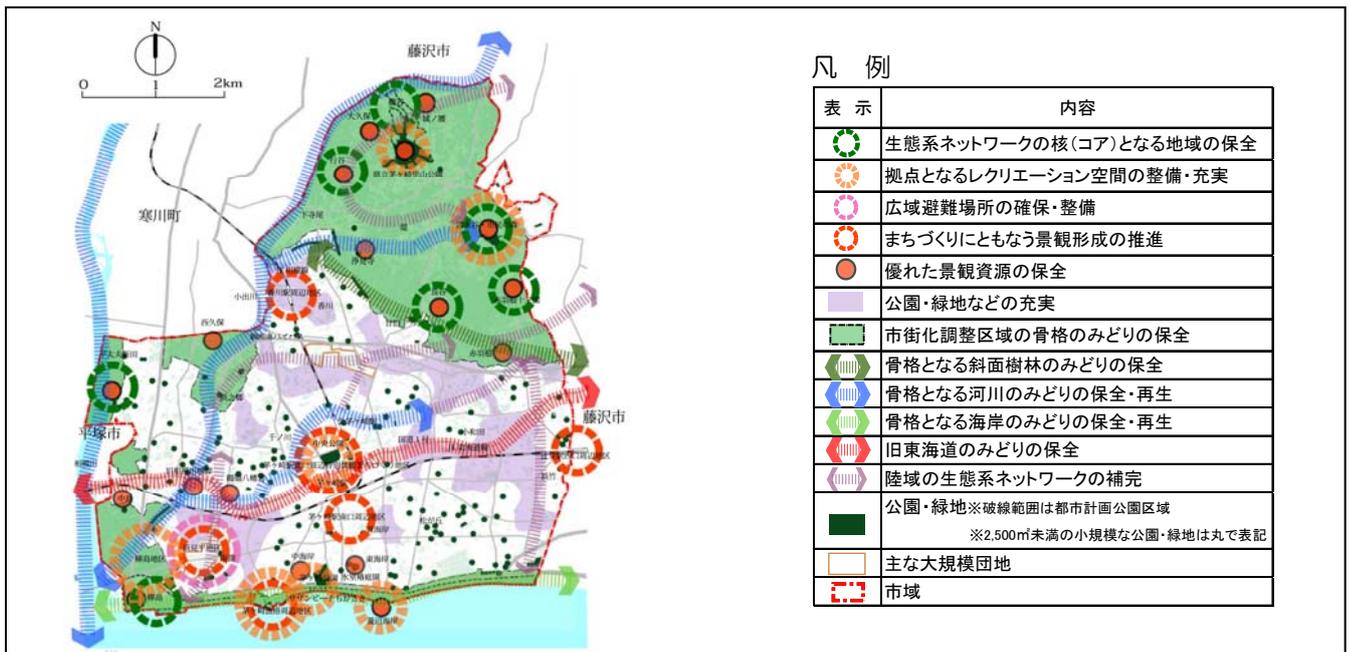
【系統別の配置方針】

(1) 環境保全系統の配置方針

(3) 防災系統の配置方針

(2) レクリエーション系統の配置方針

(4) 景観系統の配置方針

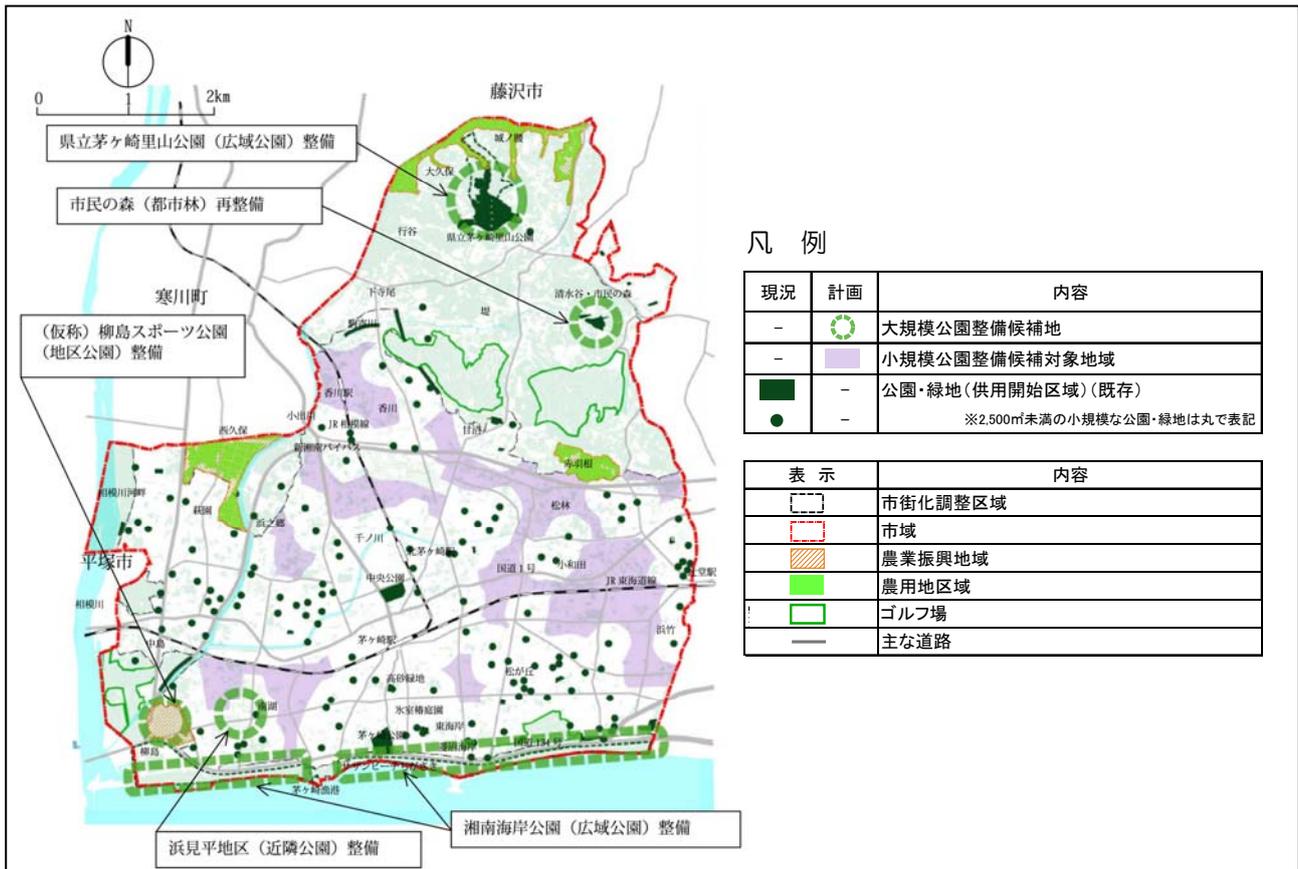


4 系統の統合配置方針図

【都市公園の整備方針】

安全・安心で快適な暮らしを支えるみどり豊かなまちづくりを目指して市民ニーズに応えつつ、レクリエーション拠点機能を持つ公園の整備、身近な公園・緑地の整備・再生を基本方針として公園の整備に取り組みます。また、既存の公園・緑地に関しては、地域住民が愛着を持ち、親しみのあるみどりを増やしていくために協働による管理運営の推進を目指します。

- 1) レクリエーション拠点機能を持つ公園の整備
- 2) 身近な公園・緑地の整備
- 3) 身近な公園・緑地の再生
- 4) 協働による管理運営の推進



凡例

現況	計画	内容
-		大規模公園整備候補地
-		小規模公園整備候補対象地域
	-	公園・緑地(供用開始区域)(既存)
	-	※2,500㎡未満の小規模な公園・緑地は丸で表記

表示	内容
	市街化調整区域
	市域
	農業振興地域
	農用地区域
	ゴルフ場
	主な道路

都市公園整備方針図

都市公園等の確保目標量

	基準年次(平成20年)	目標年次(平成30年)
都市公園の市民一人当たり面積※	2.38 m ² /人	8.73 m ² /人
都市公園等の市民一人当たり面積※	3.78 m ² /人	9.70 m ² /人

- ※ 都市公園等は、児童遊園、青少年広場、未公告公園・緑地などの都市公園以外で公園・緑地に準じる機能を持つ施設を示します。
- ※ 都市公園及び都市公園等の市民一人当たり面積について、基準年次(平成20年)においては、都市公園の面積(550,900㎡)及び都市公園等の面積(874,100㎡)をそれぞれ人口(231,031人)で除した数値を用いています。目標年次(平成30年)においては、都市公園の目標面積(2,098,900㎡)及び都市公園等の目標面積(2,331,100㎡)をそれぞれ平成30年の推定人口(240,401人)で除した数値を用いています。

第4章 施策の方針

『みどりの配置方針』に基づき『みどりの保全』、『みどりの再生』、『みどりの創出』、『施策の推進』の『4つの施策の方針』をもとに84の施策（優先施策20施策）を推進し、本計画が目指す『みどりの将来像』の実現化を目指します。

『4つの施策の方針』

（1）みどりの保全

北部丘陵、農地、河川、海岸及びまちのみどりを地域制緑地などの指定や地区のみどりの保全などにより将来にわたり、持続性を有する骨格として保全します。

『特別緑地保全地区指定の推進、市民緑地制度の推進、（仮称）水田保全対策事業の推進など22施策』



（2）みどりの再生

公園・緑地の再生により市民が日々みどりにふれ親しむ場を充実し、河川、海岸のみどりを再生することにより、骨格のみどりを充実することを目指します。

『公園再生（公園リニューアル）の推進、千ノ川整備事業の推進など6施策』

（3）みどりの創出

市民と関わりが深いまちのみどりなどを地域の歴史、文化、景観、自然、生活環境などを踏まえて、緑化などにより積極的に創出していきます。

『（仮称）小出第二小学校用地の活用、市民の森の再整備、緑化重点地区指定による緑化の推進、緑化地域制度の導入など35施策』

（4）施策の推進

条例の見直しによるみどりの基本計画の推進や市民・事業者・行政の協働を推進する協力体制の構築、みどりの重要性などを広く市民に伝えるためのPR・情報提供の充実、資金の充実などの施策の推進に関わる取り組みを積極的に推進していきます。

『茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し、（仮称）みどり審議会の設置・運営、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実など21施策』

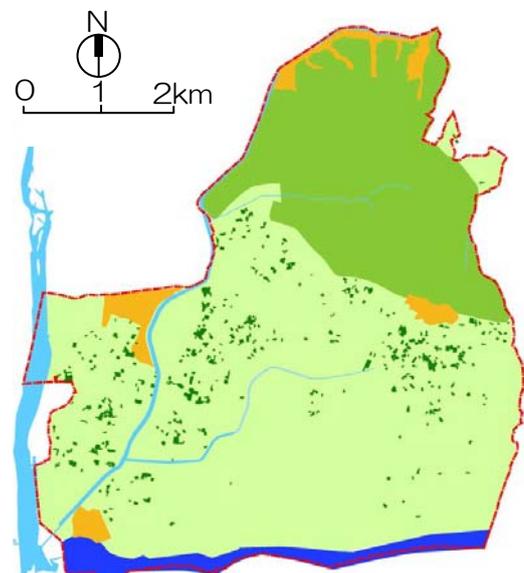
第5章 地区別計画

【立地ごとの基本方針】

本市には、北部丘陵のみどり、農地のみどり、河川のみどり、海岸のみどり、まちのみどりの多様なみどりが見られます。これらの多様なみどりを地域の立地特性を踏まえたくて複合的な施策をもとに保全・再生・創出します。

凡例

表示	内容
	北部丘陵のみどり
	農地（農業振興地域）のみどり
	農地（生産緑地）のみどり
	河川のみどり
	海岸のみどり
	まちのみどり



【みどりの保全・再生を重点的に進める地区の計画】

1) 特別緑地保全地区計画

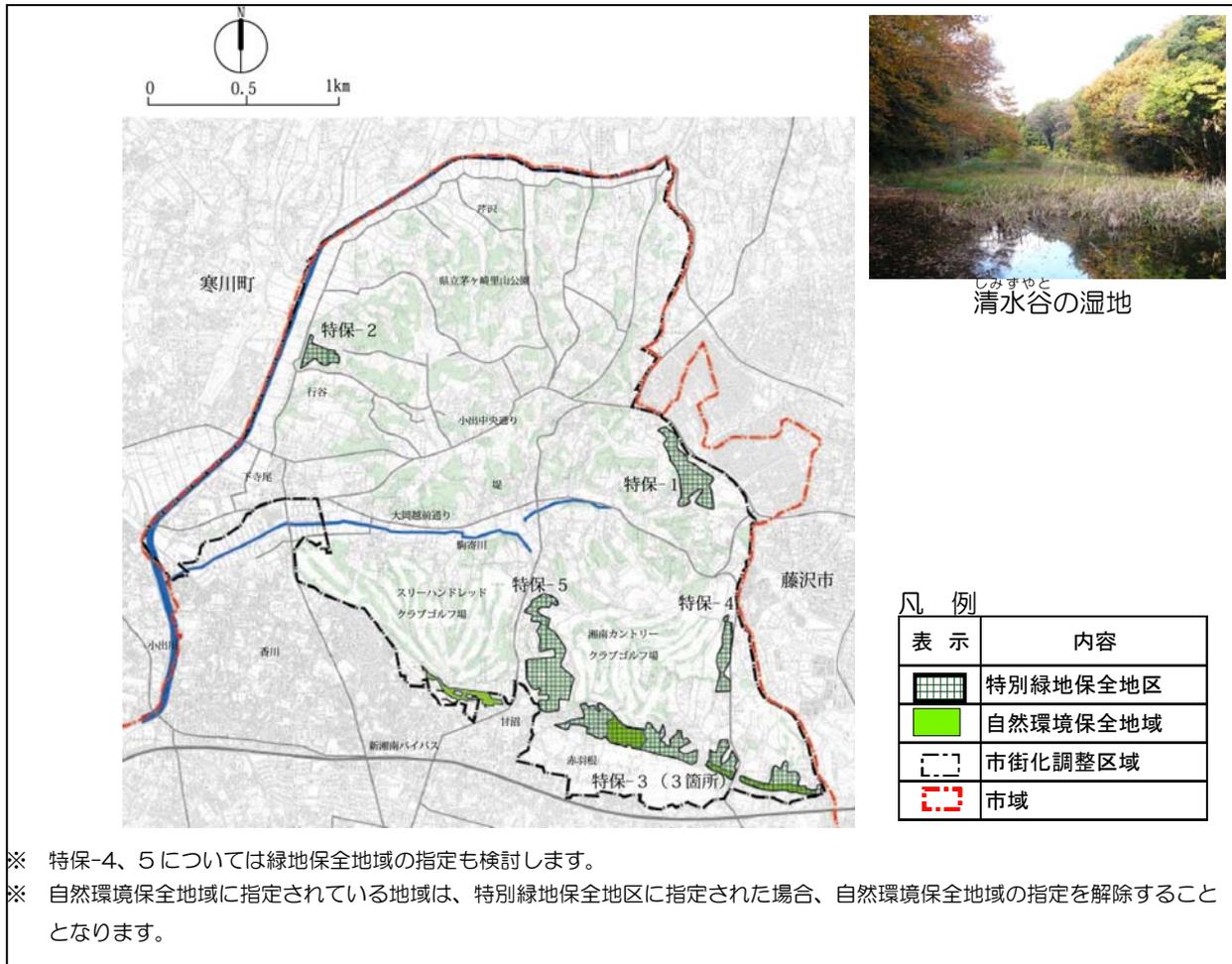
特別緑地保全地区は、市街化の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、風致または景観が優れている緑地、動植物の生育・生息地となる緑地などの保全を図ることを目的に都市計画法第8条に規定される地域地区として定めるものであり、本市のみどりの将来像を実現化するうえで重要となる北部丘陵のみどりを対象とし、以下の条件にあてはまる地域を対象に候補地とします。

- 動植物の生育・生息地として重要な緑地
- 生物多様性の保全に寄与する生態系ネットワークの核（コア）となる地域
- 市民が日常望見する位置にあり、景観上優れている斜面樹林のみどり

上記の指定の考え方にに基づき、生物多様性の保全、生態系ネットワークの核（コア）として重要な地域であり、本市の骨格となる斜面樹林のみどりが見られる以下の合計5ヶ所を指定対象候補地とし、土地所有者などに対する緑地保全優遇施策のPR・協力働きかけなどを行い同意を得たうえで順次、特別緑地保全地区の指定を目指します。

特別緑地保全地区では、建築物の建築などの行為は現状凍結的に制限され、行為の許可を受けることができないために損失を受けた者に対する通常生ずべき損失の補償、及び許可を受けることができないため、その土地の利用に著しい支障を来す場合に対する土地の買入れが行われます。

- ①^{しみすやと}清水谷（特保-1）②^{なめがや}行谷の樹林地（特保-2）③赤羽根斜面樹林（特保-3）
- ④赤羽根字十三図（特保-4）⑤^{ながやと}甘沼字長谷（特保-5）



※ 特保-4、5については緑地保全地域の指定も検討します。

※ 自然環境保全地域に指定されている地域は、特別緑地保全地区に指定された場合、自然環境保全地域の指定を解除することとなります。

特別緑地保全地区指定方針図

2) 保全配慮地区計画

保全配慮地区は、都市緑地法第4条の「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」です。

本市では、風致景観の保全の観点、生態系の保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場の提供の観点から、東海岸南、中海岸、松が丘、美住町などを含む湘南海岸地域を保全配慮地区にします。

■湘南海岸地域の現状

- 当地区では低層住宅が多く見られる地域が市街化区域となっており、湘南海岸砂防林以南はおおむね市街化調整区域となっています。
- 市街化区域内は比較的敷地が広い低層住宅が多く見られ、茅ヶ崎の歴史と文化を今に伝えるクロマツを主体としたみどり豊かな住宅地を形成しています。
- 湘南海岸砂防林及び国道134号沿いに学校、ゴルフ場、公園が連続的に立地しています。
- 茅ヶ崎漁港一帯は、「茅ヶ崎海岸グランドプラン」計画が策定されています。
- 茅ヶ崎公園や茅ヶ崎漁港などの拠点となるレクリエーション空間が見られます。

■湘南海岸地域の主な方針

- 歴史と文化が息づく茅ヶ崎の立地に適したクロマツなどのみどりを保全し、個性ある邸園文化を感じるまち並みを保全
- 骨格となる海岸のみどりの保全・再生
- 湘南海岸公園の整備促進
- 防災拠点となる学校、ゴルフ場、公園のみどりの保全



鉄砲道の街路樹



茅ヶ崎漁港



【みどりの創出を重点的に進める地区の計画】

1) 緑化重点地区計画

緑化重点地区は、都市緑地法第4条の「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」です。

本市では、駅前など都市のシンボルとなる地区、特にみどりが少ない住宅地、みどりの将来像を実現するうえで緑化の必要性が高い地区、市街地開発事業区域に隣接する地区を重点的に緑化を推進すべき地区を対象とし、茅ヶ崎駅周辺地域及び、本市の南東部の地域を緑化重点地区にします。



■茅ヶ崎駅周辺緑化重点地区の現状

- 茅ヶ崎駅を中心として、本市のシンボルとなる地区となっています。
- 当地区の茅ヶ崎駅北口は、景観向上を目的とした茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区となっています。
- 茅ヶ崎駅北側には市庁舎などの公共施設が集積しており、幹線道路沿いには複数の大型商業店舗が立地しています。また、千ノ川沿いに大規模工場が立地しています。
- 茅ヶ崎駅を中心として北に中央公園、南に高砂緑地があります。

■茅ヶ崎駅周辺緑化重点地区の主な方針

- 市民・事業者・行政の協働による駅前にふさわしい修景緑化の推進
- 地域のモデルとなる緑化の推進
- 地域住民主体による公園リニューアルとみどりのまち並み形成の推進
- 公園・緑地が不足している地域におけるレクリエーション空間の確保
- 千ノ川のみどりネットワークの形成



中央公園



高砂緑地



千ノ川



公共公益施設のみどり（市庁舎）

■茅ヶ崎南東部緑化重点地区緑化重点地区の現状

- 隣接する藤沢市の辻堂駅西口周辺整備事業が進行中です。
- 地区中央部には公園・緑地が不足しています。
- 地区の南部には、学校が多く見られます。

■茅ヶ崎南東部緑化重点地区緑化重点地区の主な方針

- 良好な住宅地形成のためのみどりの保全
- 地域住民主体による公園リニューアルとみどりのまち並み形成の推進
- 公園・緑地が不足している地域におけるレクリエーション空間の確保



松浪緑地

第6章 計画の推進に向けて

みどりの基本計画の推進にあたっては、基本計画の理念と基本方針に則った市民・事業者・行政の協働による施策の推進が欠かせません。市民・事業者・行政の協働を推進し、計画の実効性を高めるためには、それぞれの役割を明らかにし、みどりの保全・再生・創出に取り組むことが重要なことです。

【市民・事業者・行政の協働の推進】

(1) 市民・事業者・行政の役割

【市民の役割】

○身近な住宅の緑化、公園などのみどりを地域で育てる、様々なみどりのまちづくりへの参加

【事業者の役割】

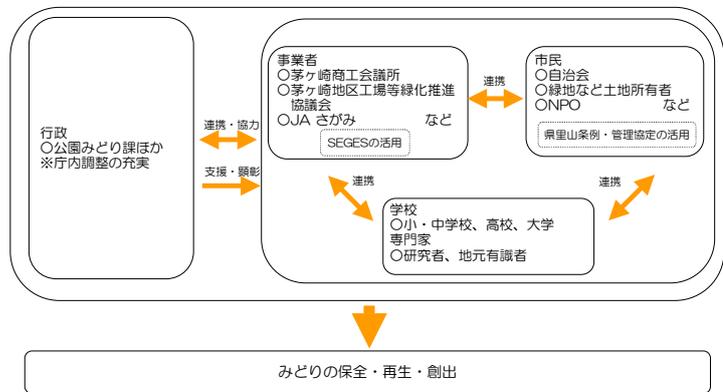
○緑化などに関わる法令の遵守、みどりの基本計画の理解、事業などに伴う積極的な緑地保全や緑化推進の提案、事業敷地緑化、みどりに関わる地域貢献

【行政の役割】

○みどりの基本計画に基づく緑化推進や緑地保全に関わる各種事業・施策の推進、市民・事業者・行政の協働による施策の推進、市民・事業者の参加のしくみづくり、緑化推進のための顕彰やPR、情報提供

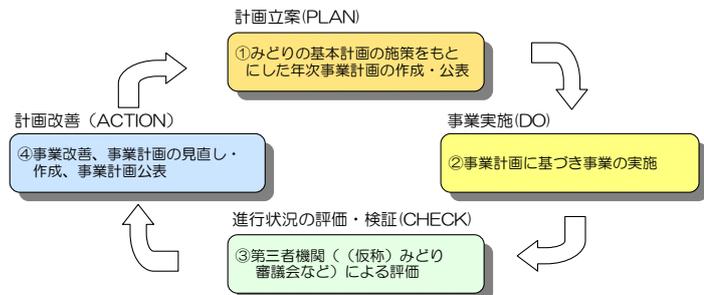
(2) 協働を推進する施策

市民や事業者によるみどり豊かなまちづくりへの積極的な取り組みを促進するために、行政は協働の推進に関わる複合的な施策を展開し、市民・事業者の緑地保全や緑化など協働活動を推進します。



【計画の適切な進行管理】

本市では、計画立案(P.L.A.N.)、事業実施(D.O.)、進行状況の評価・検証(C.H.E.C.K.)、計画改善(A.C.T.I.O.N.)を基本のサイクルとしたPDCAサイクルをもとに、優先的に実施する施策を中心としたみどりの基本計画の適切な進行管理を図ります。



進行管理の仕組み

【計画の実効性を高めていくためには】

適正な進行管理のもとにみどりの基本計画を着実に実現していくためには、公園整備や緑地保全などの業務に加えて、みどり施策の強化や市民・事業者・行政の協働の推進などに対応可能な核となる組織を充実し、さらに総合的な施策を進めるため、市長の下に関係各課からなる横断的な組織の設立の検討を図りながら、効果的なみどりの保全・再生・創出を推進していきます。

また、複合的な施策を展開することにより資金の充実を図り、みどりを担保していきます。

【優先的に実施する施策】

優先的に実施する施策の実施目標年次

施策の方針	NO	個別施策	事業主体	目標年次			対象地	主な担当課	
				～3年	3～6年	6～10年			
みどりの保全	地域制緑地などによるみどりの保全	1	特別緑地保全地区指定の推進	県・市	→			清水谷、行谷字広町 赤羽根斜面樹林 赤羽根字十三園 甘沼字長谷	公園みどり課 都市計画課
		2	市民緑地制度の推進	市	→			保存樹林など	公園みどり課
		3	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し	市	計画の反映	→	随時見直し	→	公園みどり課
		4	(仮称)茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進	市	→			北部丘陵	環境政策課
	農地の保全	18	(仮称)水田保全対策事業の推進	市	→			水田	農政課 環境政策課 学務課 下水道建設課
みどりの再生	公園・緑地の再生	23	公園再生(公園リニューアル)の推進	協働		方針策定	→	既存公園	公園みどり課
	河川のみどりの再生	24	千ノ川整備事業の推進	市		→	→	千ノ川	下水道建設課
みどりの創出	公共施設緑化・整備の推進	29	(仮称)小出第二小学校用地の活用	市	→			(仮称)小出第二小学校用地	教育政策課 青少年課 企画調整課 公園みどり課
	公園・緑地の整備	37	市民の森の再整備	協働	→			市民の森	公園みどり課
		38	(仮称)柳島スポーツ公園の整備	市	→			柳島	公園みどり課 スポーツ課 都市計画課
		39	身近な公園の整備(借地公園含む)	市	→			緑化重点地区など	公園みどり課
		40	湘南海岸公園の整備促進	県・市	→			湘南海岸公園区域	公園みどり課
	河川のみどりネットワークの推進	43	千ノ川整備事業の推進【再掲】	市		→	→	千ノ川	下水道建設課
	地区の緑化推進	48	緑化重点地区指定による緑化の推進	市	→			緑化重点地区	公園みどり課
民有地緑化の推進	53	緑化地域制度の導入	市			→	→	緑化重点地区など	公園みどり課
	54	茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直し	市	→			→	公園みどり課 開発審査課	
施策の推進	基本計画の推進	64	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し【再掲】	市	計画の反映	→	随時見直し	→	公園みどり課
	協力体制の構築	65	(仮称)みどり審議会の設置・運営	協働	設置	→	運営	→	公園みどり課
		66	みどりの里親制度の充実・普及	協働	制度充実	→	→	→	既存公園
	資金の充実	83	茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実	市	→			→	公園みどり課 財政課

（優先的に実施する施策については、新たに策定される茅ヶ崎市総合計画とその実施計画において、財政的な面などを総合的に勘案して施策の内容や目標年次を変更する場合があります。）